

令和 5 年 10 月 30 日

### 特定保健用食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第 43 条第 1 項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

今回許可を行ったのは、別紙の 2 件です。

(参考)

特定保健用食品（条件付き特定保健用食品を含む。）は、食品の持つ特定の保健の用途を表示して販売される食品です。特定保健用食品として販売するためには、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

令和 5 年 10 月 30 日現在、1,057 件の食品が、特定保健用食品の許可等を受けています。

詳しくは、

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/health\\_promotion/pdf/food\\_labeling\\_cms206\\_200602\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_01.pdf)

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 横田、中村

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

通し番号	商品名	申請者	法人番号	食品の種類	関与する成分	許可を受けた表示内容	摂取をする上での注意事項	1日摂取目安量	区分	許可日	許可番号
1	特茶s	サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	茶系飲料	ケルセチン配糖体(イソクエルシトリンとして)	本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、日常の身体活動による脂肪を代謝する力(脂肪の分解・消費)を高め、体脂肪を減らすのを助けます。また、健康づくりのために、歩数を増やすことが推奨されています。歩行などの活動を日々の生活に追加する時にも、本品を飲用することで体脂肪を減らすのを助けます。体脂肪が多めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。本品は未成年、妊産婦、授乳婦を対象に開発された飲料ではありません。疾病罹患者は医師・薬剤師にご相談ください。	1日500mlを目安にお飲みください。	特定保健用食品	R5.10.30	1853
2	DHA入りリサーチーゼージュ	マルハニチロ株式会社	2010601040697	フィッシュソーゼージュ	◆DHA ◆EPA	この食品はドコサヘキサエン酸(DHA)とエイコサペンタエン酸(EPA)を豊富に含みます。日頃の運動とDHA及びEPAを含む健康的な食事は、将来、心血管疾患になるリスクを低減する可能性があります。	一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、DHA及びEPAを過剰に摂取しても心血管疾患になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。	1本(50g)を目安にお召し上がり下さい。	疾病リスク低減表示特保	R5.10.30	1854